

草津市企業同和教育推進協議会部会設置要綱

(設置)

第1条 草津市企業同和教育推進協議会会則第12条の規程に基づき次にかかげる部

会を設置する

- (1) 総務部会
- (2) 研修・雇用部会
- (3) 広報部会

(所掌事項)

第2条 各部会は次にかかげる事業を行う

- (1) 総務部会

ア 総会、幹事会の開催に関すること

イ 会則、会費に関すること

ウ 本協議会への加入の促進

エ その他、他の部会に属さないこと

- (2) 研修・雇用部会

ア 協議会主催の研修会開催に関すること

イ 雇用についての研修啓発に関すること

- (3) 広報部会

ア 企業内同和教育啓発誌『しんらい』発刊に関すること

イ その他広報に関すること

(役員)

第3条 各部会は幹事をもって構成し次の各号にかかげる役員を置く

- (1) 部会長 1名

- (2) 副部会長 1名

2 役員は、会長の指名によってこれを定める

(役員の任務)

第4条 部会長は会議を代表し、会務を総括する

2 副部会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる

2 部会長は、必要に応じ会長、副会長の参加を要請することができる

付 則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。